

参考資料

富岡市都市と交通のマスタープラン策定委員会要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定による都市再生基本方針に基づき住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画を集約して策定する富岡市都市と交通のマスタープラン(以下「計画」という。)に関して、計画の原案の策定に係る調査及び関係団体間における調整の円滑な推進を図るため、富岡市都市と交通のマスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の原案の策定及び関係団体間における調整に関すること。
 - (2) その他計画の原案の策定に関し必要な事項に関すること。
- 2 委員会は、前項に規定する事務が終了したときは、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務の終了までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長及び副委員長は各1人とし、次条に規定する委員の中から、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、及び委員会の事務を掌理し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第6条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 計画策定団体
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 警察
- (5) 住民代表
- (6) 学識経験者

-
- (7) 群馬県関係者
 - (8) 商工関係者
 - (9) その他委員会が必要と認める者

2 前項に掲げる委員は、委員会の会議に代理人を出席させることができる。この場合において、出席した代理人は、委員と同等の権限を有するものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、書類の持ち回りによ

り開催することを妨げない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第8条 第2条第1項に規定する事務に関し専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて委員会に検討部会を置くことができる。

2 検討部会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設水道部都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

富岡市都市と交通のマスタープラン策定委員会 委員名簿

(敬称略)

委員区分	所属・役職名	氏名			備考
		H30年度	R元年度	R2年度	
学識経験者	高崎経済大学 准教授	大澤 昭彦	大澤 昭彦	大澤 昭彦	委員長
計画策定団体	富岡市 市長	榎本 義法	榎本 義法	榎本 義法	
その他	関東運輸局群馬運輸支局 支局長	—	服部 和訓 (R2.3.13~)	石川 雄司	
群馬県 関係者	群馬県県土整備部交通政策課 課長	松岡 利一	松岡 利一	松井 紀	
	群馬県県土整備部都市計画課 課長	眞庭 宣幸	眞庭 宣幸	眞庭 宣幸	
	群馬県西部農業事務所 農業振興課長	神谷 司	神谷 司	林 一美	
道路管理者	群馬県富岡土木事務所 所長	飯島 俊文	飯島 俊文	村上 誠	
住民代表	富岡市区長会	宇佐美 雄平	宇佐美 雄平	宇佐美 雄平	副委員長
	富岡シルククラブ連合会 会長	芦谷 友之	芦谷 友之	芦谷 友之	
	富岡市地域づくり協議会連絡会議 委員長	矢島 孝芳	矢島 孝芳	矢島 孝芳	
公共交通 事業者	上信電鉄株式会社 代表取締役社長	木内 幸一	木内 幸一	木内 幸一	
	群馬県タクシー協会甘楽富岡地区協議会 会長	市川 修	市川 修	市川 修	
警察	群馬県警察富岡警察署 署長	萩原 義征	萩原 義征	加部 勝弘	
商工 関係者	富岡商工会議所 専務理事	小澤 悦雄	小澤 悦雄	小澤 悦雄	
	富岡市妙義商工会 副会長	青木 重男	青木 重男	青木 重男	
	富岡市農業委員会 会長職務代理	久保 増夫	田中 夏江 (R1.6.3~)	田中 夏江	
	甘楽富岡農業協同組合 理事	佐俣 恵之助	磯貝 香津夫 (R1.6.3~)	磯貝 香津夫	
	群馬県建設業協会富岡支部 副支部長	広木 政道	広木 政道	広木 政道	
	群馬建築士会富岡支部 支部長	小嶋 賢	小嶋 賢	小嶋 賢	

富岡市都市と交通のマスタープラン 策定の経過

年月日	会議・事項	備考
平成30年11月29日	第1回都市と交通のマスタープラン策定検討部会	
平成30年12月20日	第1回都市と交通のマスタープラン策定委員会	
平成31年1月	市民アンケート調査	対象者:20歳以上の市民から無作為に抽出した2,000人及び市内すべての小学5年生と中学2年生の保護者857人
平成31年2月27日	黒岩地区ワークショップ	
平成31年3月14日	第2回都市と交通のマスタープラン策定検討部会	
平成31年3月14日	東富岡地区ワークショップ	
平成31年3月27日	第2回都市と交通のマスタープラン策定委員会	
令和元年7月16日	第3回都市と交通のマスタープラン策定検討部会	
令和元年8月2日	第3回都市と交通のマスタープラン策定委員会	
令和2年2月18日	第4回都市と交通のマスタープラン策定検討部会	
令和2年3月13日	第4回都市と交通のマスタープラン策定委員会	
令和2年4月1日～ 令和2年5月1日	パブリックコメント実施	広報とみおか、ホームページ等で周知。市役所1階のデジタルサイネージ※1を用いたPR動画で周知、意見募集も行った。※2
令和2年6月30日	第5回都市と交通のマスタープラン策定検討部会	書面開催
令和2年6月30日	第5回都市と交通のマスタープラン策定委員会	書面開催
令和2年7月28日	富岡市都市計画審議会諮問	
令和2年7月28日	令和2年度第1回富岡市都市計画審議会開催・答申	
令和2年8月1日	富岡市立地適正化計画の事前周知開始	
令和2年9月1日	富岡市都市計画マスタープラン公表 富岡市地域公共交通網形成計画公表	
令和2年11月1日	立地適正化計画の公表	

※1 デジタルサイネージ：デジタル技術を活用し、ディスプレイやプロジェクタ等に映像や文字を表示する情報媒体

※2 市内の主要施設において本計画の概要を説明するパネル等を展示するとともに、担当者が施設来場者に説明したり、意見を聞いたりする「オープンハウス」や、市内高校生へのアンケート調査を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮し当該方法とした。